

	他の請負制によって計算された賃金が支払われた最後の賃金算定期間。以下同じ。)において出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を当該賃金算定期間における総労働時間数で除した金額に、当該賃金算定期間における一日平均所定労働時間数を乗じた金額を1日の所定労働時間数で除した額
--	--

Q	年次有給休暇の賃金支払いについては、労働基準法の規定による直近3か月間の賃金の総額を元に算定した平均賃金の額を用いていますが、「年次有給休暇を取得した場合と同等の賃金が支払われている」という要件を満たしますか。
A	満たします。

〔対象となる保護者〕

Q	対象となる保護者には誰が含まれますか。
A	親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子どもを現に監護する者が対象になります。 そのほか、各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も対象になります。

Q	両親など複数の保護者が同時に休む場合、全ての保護者が対象になりますか（子どもの人数当たり何人という限定はありますか。）。他に世話ができる家族がいる場合でも対象になりますか。複数の保護者が同一企業に勤めている場合はどうですか。
A	保護者として子どもの世話をする必要のある場合には、子どもの人数にかかわらず、複数の保護者が同時に休む場合も対象になります。同一企業の場合でも同様です。

Q	祖父母が仕事を休んで孫の世話をする場合も対象になりますか。
A	対象になります。

〔対象となる労働者〕

Q	非正規雇用（派遣・有期・パート）の労働者でも対象になりますか。
A	対象になります。

Q	自営業者、フリーランスでもこの助成金の対象になりますか。
A	<p>新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金は、雇用する労働者に休暇を取得させた事業主に対する助成金であるため、自営業者、フリーランスの方は対象になりません。</p> <p>なお、小学校等の臨時休業に対応する保護者支援としては、委託を受けて個人で仕事をする方向けの新たな支援を創設しています。支援の内容や申請手続等については、厚生労働省のHPをご参照ください。</p> <p>(厚生労働省HP)</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html</p>

Q	会社の役員は対象になりますか。
A	対象になりません。ただし、役職名ではなく、実態として、労働基準法上の労働者に当たらない者かどうかで判断します。

Q	同居の親族で経営する事業に従事する者（家族従事者）は対象になりますか。
A	<p>原則対象になりません。</p> <p>ただし、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において一般事務又は現場作業等に従事し、かつ、次の(1)及び(2)の条件を満たすもの（労働基準法上の労働者に当たる者）については、例外的に対象になります。</p> <p>(1) 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること</p> <p>(2) 就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。特に、①始業及び就業の時刻、休憩時間、休日、休暇等及び②賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期等について、就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様にされていること。</p>

Q	船員は対象になりますか。
A	対象になります。

Q	退職する予定の労働者については、対象になりますか。
A	申請日時点において1日以上勤務したことがある労働者であれば対象になります。

Q	日雇いの労働者については、対象になりますか。
A	申請日時点において1日以上勤務したことがある労働者であれば対象になります。

Q	勤続年数の要件はありますか。
A	ありません。

Q	育休中の労働者は対象になりますか。
A	対象になりません。

Q	地方公務員や国家公務員は対象になりますか。
A	対象になりません。 ※例外的に、地方公営企業の非常勤職員で雇用保険の被保険者である者は対象となります。

Q	性風俗関連の労働者は対象になりますか。
A	性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業またはこれら営業の一部を受託する営業を行う事業主に雇用される労働者も対象になります。

〔対象となる事業主〕

Q	国や地方公共団体は助成金の支給対象になりますか。
A	本助成金は、現在、雇用関係助成金の支給対象とされていない国、地方公共団体（地方公営企業を含む。）、行政執行法人及び特定地方独立行政法人に対しては支給されません。 ※例外的に、地方公営企業の非常勤職員で雇用保険の被保険者である者については、地方公営企業も対象となります。